

千葉市公告第718号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年11月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 かわまち矢作モール
所在地 千葉市中央区矢作町57番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 取締役社長 大山 一也
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均
(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也
- 4 変更の年月日
令和3年4月1日
- 5 変更の理由
代表者変更のため
- 6 届出の年月日
令和3年7月9日
- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 8 縦覧期間及び時間
 - (1) 縦覧期間
令和3年11月17日から令和4年3月17日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前9時から午後5時15分まで